

地方公営企業会計制度等研究会 報告書（骨子案）

I はじめに

- 1 企業会計基準の大幅な見直し
- 2 地方独法の会計制度の導入及び地方公会計改革の推進
- 3 地域主権の確立に向けた改革の推進
- 4 公営企業の抜本改革の推進
- 5 本報告書の作成に当たって

II 見直しに当たっての基本的考え方

- 1 原則として企業会計原則によること
- 2 公営企業の特性等を適切に勘案すべきこと
- 3 地域主権の確立に沿ったものとする

Ⅲ 会計基準に関する具体的検討事項

1 借入資本金

- 借入資本金の負債計上
- 流動／固定分類
- 借入金の区分計上
- 「注記」の方法

2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

- みなし償却制度の廃止
- 新たな会計処理方式の検討
- 補助金等に係る会計処理の明確化
- 経過措置
- 建設改良費等企業債に係る元利償還金に対する繰入金の会計処理

3 引当金

- 退職給付引当金の引当て義務づけ
- 引当金の算定方法
- 一般会計との負担区分
- 退職手当組合の取扱い
- 経過措置
- 退職給付引当金以外の引当金の計上

4 繰延資産

- 繰延勘定の見直しについて
- 経過措置

5 たな卸資産の価額

- たな卸資産の評価について時価評価を義務づけ
- 短期間で現金化・費用化される貯蔵品等の時価評価

6 減損会計

- 公営企業会計への減損会計の導入
- 公営企業型地方独法会計基準と同様の減損会計を導入する理由

7 リース取引に係る会計基準

- 公営企業会計へのリース会計の導入
- 包括業務委託、P F I 事業契約に係るリースの会計処理について
- 中小規模の公営企業に係る会計処理
- 中小規模の公営企業

8 セグメント情報の開示

- セグメント情報の開示
- セグメントの区分
- 開示すべきセグメント情報の具体的内容

9 キャッシュ・フロー計算書

- キャッシュ・フロー計算書の作成義務づけ
- 資金計画書の取扱い
- 4条予算の説明事項の追加
- キャッシュ・フロー計算書の様式
- キャッシュ・フロー計算書における資金の定義
- 資金予算表の取扱い

10 勘定科目の見直し

- 貸借対照表
- 損益計算書

IV 会計変更に伴う経過措置等

1 移行期間等

2 健全化指標に関する措置及び経営改革の推進

V 資本制度

- 現行制度
- 資本制度が創設された背景・理由
- 地域主権確立の観点からの資本制度改正の必要性
- 法定積立金制度（利益処分）
- 自己資本の造成
- 減資制度

VI 財務適用範囲の拡大等

- 財務適用範囲の拡大の必要性
- 財務適用によるメリット
- 財務適用に向けた検討課題
- 財務適用のための移行期間・財政措置等
- 新公営企業会計手法の活用

VII その他の検討事項

1 公営企業の設置及び経営の基本に関する条例

- 一般会計等との経費負担の原則
- 資本の維持造成に関する事項

2 その他

- 2以上の事業を通じて一の特別会計を設けることのできる特例の拡大
- 一円まで減価償却できる規定の拡大
- 指定管理者制度を採用している公営企業の取扱い
- 出納取扱金融機関等の担保提供義務の緩和

VIII 新会計基準に基づく財政分析

1 新会計基準に係る留意事項

2 損益計算書

3 貸借対照表

4 キャッシュ・フロー計算書